

# 介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領

## 1 目的

この要領は、介護保険法における居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護保険施設並びに老人福祉法における老人福祉施設及び有料老人ホームを運営する者（以下「事業者等」という。）が青森市内でのサービスの提供により発生した事故等の青森市への報告の取扱いを定め、事故発生状況を把握するとともに、事業者等による事故等への速やかな対応と事故防止への取り組みを支援、促進することにより、適切なサービス提供体制を確立し、もって利用者の処遇向上を図ることを目的とする。

## 2 報告すべき事故等の範囲

事業者等は次に該当する場合、報告を行うこととする。

- (1) サービスの提供による利用者の負傷又は死亡事故が発生した場合
  - ア 「サービスの提供による」とは、利用者が事業所内にいる間は含まれるものとするほか、送迎及び通院等の間の事故を含むこととする。
  - イ 負傷の程度については、医療機関で受診を要したものとする。
  - ウ 事業者側の過失の有無は問わないこととする。
  - エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に係る疑義によりトラブルになる可能性があるときは報告することとする。
  - オ 利用者が事故による負傷が原因で後日死亡に至った場合は、事業者は速やかに報告書を再提出することとする。
- (2) 誤薬等が発生した場合  
時間や量の誤り、飲ませ忘れ等を含むこととする。
- (3) 職員（従業員）の法令違反、不祥事等が発生した場合  
利用者からの預り金の横領など利用者の処遇に影響のあるものとする。
- (4) 利用者の行方不明が発生した場合
- (5) 地震・風水害や火災等による被害が発生した場合
- (6) 利用者又は職員の中から食中毒、結核その他感染症が発生し、他の利用者のサービス提供に影響を及ぼすおそれがある場合
  - ア 感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に規定するもののうち、原則として1～4類及び新型インフルエンザ等感染症とする。ただし、その他の感染症であっても、施設又は事業所内に蔓延する等の状態になった場合は報告を行うこととする。
  - イ 初動の遅れによる発症者の広がりを防ぐため、病原体が確定する前であっても症状からその疑いが持たれた場合は報告を行うこととする。

ウ 関連する法令に定める届出義務がある場合は、これに従うとともに、当該要領にも従い報告を行うこととする。

- (7) その他、報告が必要と認められる事故が発生した場合  
上記のほか、サービスの提供において利用者の処遇に著しい影響を与えるものは報告を行うこととする。

### 3 報告の手順

報告の手順は次のとおりとする。

- (1) 事業者等は、2で定める事故等が発生した場合は、発生日から起算し10日以内に青森市に報告を行うこととする。

ただし、次に定める重大事故又は2(6)で定める食中毒、結核その他感染症が発生した場合には、直ちに電話により第一報を行うこととする。

#### 【重大事故】

- ア 利用者の死亡又は命に係るような重体事故等
  - イ 利用者の行方不明
  - ウ 利用者に対する虐待
  - エ 利用者又は従業者（役員を含む）による不法行為
  - オ 火災又は自然災害等による建物の損壊
  - カ その他、事件性があるなど事業者等で必要と判断した場合
- (2) 第一報は、以下の内容を報告することとする。
- ア 事業所名・事業所連絡先・連絡者氏名
  - イ 当該事故にあった利用者氏名・生年月日
  - ウ 事故発生日・時間
  - エ 事故概要
  - オ 受診医療機関
  - カ 家族等への連絡の有無

### 4 報告の様式

事故等の報告については様式1「事故状況報告書（負傷等）」を標準とする。

ただし、2(6)で定める食中毒、結核その他感染症が発生した事故の報告については、様式2「事故状況報告書（感染症）」を標準とする。

※ 報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いに十分注意すること。

## 5 報告書の提出先

報告先については、次のとおりとする。

(1) 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

青森市福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉総務チーム

電話番号 017-734-5326

(2) 上記以外の事業者等

青森市福祉部 介護保険課 事業者チーム

電話番号 017-734-5257

(3) 土曜日、日曜日又は休日において重大事故が発生した場合

電話番号 017-734-1111 (代表)

※ 重大事故が発生したことを説明した上、(1)については高齢者支援課長、  
(2)については介護保険課長に対応を求めることとする。

## 6 附則

平成21年6月15日 一部改正

附則

平成24年4月1日 一部改正

附則

平成25年4月8日 一部改正

附則

平成27年4月13日 一部改正

附則

平成27年11月6日 一部改正

附則

平成29年4月1日 一部改正

附則

平成31年4月1日 一部改正